

技術資料等説明書

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（機械設備関係部門）については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和8年1月30日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所長 飯島 直己
熊本県八代市萩原町1丁目708-2

3. 協定の概要等

公告 1 (1) ~ (6) のとおり。

4. 参加資格要件

公告 2 (1) ~ (7) のとおり。

5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、協定対象設備区分毎に4. に掲げる参加資格を有する事を証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加する事ができない。

① 提出期間： 公告日から令和8年2月19日(木)までの土曜日、日曜日
及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所： 〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川管理課
電話： 0965-32-8120 (河川管理課直通)
担当： 機械係長 (内線335)

③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

(2) 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

技術資料及び申請書の様式は、「八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（機械設備関係部門）」（様式-1）を参考に作成する。

①会社の代表印を押印する事。

②複数申請の場合は協定対象設備毎に作成する事。

(3) 協定対象企業の通知

① 協定対象企業の通知： 令和8年3月6日（金）17:00までに通知する。

6. 非特定理由の説明

(1) 特定しなかった旨の通知を受けた者は、当職に対して非特定理由について、次に従い書面により説明を求める事ができる。（様式は自由とする）

①提出期限：令和8年3月13日(金) 17:00

②提出場所： 5 (1) ②に同じ

③提出方法：電子メール又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のも

のに限る。提出期間内に必着。) により提出する。

(注) 電子メールを利用する場合は事前に 5 (1) ②担当部局まで連絡すること。

(2) 当職は、説明を求められたときは令和 8 年 3 月 23 日までに書面(電子メール)により回答する。

7. 評価方法

(1) 評価は、以下の方法で行う。

評価項目	評価内容	評価点
①拠点の所在地	最寄りの拠点(派遣技術者が所属する営業所等)から最寄りの事務所又は出張所までの到着時間に応じて評価する。	30
②工事又は点検整備の実績	設備区分毎の工事又は点検整備実績は2件まで評価する。 評価は、1件毎に当事務所、九州地方整備局、国・公団等、地方公共団体の順に評価する。	30
③災害協定の締結実績	対象となる協定は、本公告1. (1)と同様な「災害時等応急対策工事(機械設備関係)に関する基本協定」とし、過去5ヶ年度+当該年度(令和3年4月1日から当該公告日まで)の間に締結したものの中から代表的な実績を1件記載する。 評価は、当事務所、九州地方整備局(港湾空港関係除く。)、国、県、市町村の順に評価する。	10
④有資格技術者数	有資格技術者数を評価する。 (「別表-2 設備区分毎の有資格技術者について」を参照)	30

8. 本協定締結業者の特定及び通知

- (1) 技術資料を提出した者で本公告2. 参加資格要件を満たしたものは全て特定者とし、評価点の合計が高い者から対象企業を選定し、評価点合計が同じ場合には、評価項目①、②の合計が高い者から選定する。なお、協定対象企業数を下回った場合は、この限りではない。
- (2) 技術資料を提出した者のうち、特定した者に対しては特定した旨を、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を文書により通知する。

9. その他

(1) 提出及び技術資料の無効

本公告に示した参加資格に適合していない企業の提出、又は技術資料に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

(2) ヒアリングについて

提出された技術資料等に疑義が有る場合又は技術力の確認等が必要となった場合は、ヒアリングを実施する。ヒアリングの対象者は担当連絡者と協議し決定する。

① 日 時: ヒアリング日時は、必要に応じて連絡する。

② 場所等: ヒアリングは、電話により行う。

③ 内 容: 提出資料に基づき、質疑を行う。

(3) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 当職は、提出された技術資料は参加資格の確認以外に使用しない。

(5) 提出された技術資料は返却しない。

別表－2 設備区分毎の有資格技術者について

設備区分	協定対象施設	技術者の資格等
排水ポンプ設備	九日町排水機場 舟戸地区排水施設 渡地区排水施設 今村地区排水施設	①又は③に該当する技術者の人数 ① 1級又は2級ポンプ施設管理技術者 ② 排水ポンプ設備の製作・据付工事又は点検・整備に関し実務経験年数が別表－3のとおりの者
水門設備	球磨川堰 新前川堰 樋門・樋管設備	①又は②に該当する技術者の人数 ① 1級又は2級土木施工管理技士 ② 水門設備の製作・据付工事又は点検・整備に関し実務経験年数が別表－3のとおりの者
トンネル換気設備	二見トンネル換気設備 新赤松トンネル換気設備 新佐敷トンネル換気設備 新津奈木トンネル換気設備	①又は②に該当する技術者の人数 ① 1級又は2級土木施工管理技士 ② トンネル換気設備の製作・据付工事又は点検・整備に関し実務経験年数が別表－3のとおりの者
トンネル消火設備	二見トンネル消火設備 新赤松トンネル消火設備 新佐敷トンネル消火設備 湯治トンネル消火設備 湯浦トンネル消火設備 新津奈木トンネル消火設備	①～③に該当する技術者の人数 ① 1級又は2級土木施工管理技士 ② 消防設備士 甲種又は乙種 ③ トンネル消火設備の製作・据付工事又は点検・整備に関し実務経験別表－3のとおりの者
災害対策用機械	事務所が保有する災害対策用機械	①又は②に該当する技術者の人数 ① 1級又は2級ポンプ施設管理技術者 ② 排水ポンプ車（車両部を除く。）の点検・整備における管理技術者としての実務経験年数が別表－3のとおりの者

別表－3 技術者の必要な実務経験年数

学歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	2年以上	3年以上
短大・高専卒業後	3年以上	4年以上
高校卒業後	5年以上	6年以上
その他	8年以上	

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。